

わくわく

お得な金利

# 定期貯金

取扱期間

令和6年 10月1日(火)

令和7年 2月28日(金)



ここまる

税引後  
年0.239%

適用金利

# 年0.30%

期間中に対象の定期貯金をご契約いただいた場合、上記金利を適用いたします。

お預入金額 30万円以上(新規資金のみ)

対象者 個人の方

預入期間 1年

お預入対象資金 当JAで新たにお預入いただく資金のみ

(新規資金とは他の金融機関等からの現金持ち込み、または当JAの口座へ入金された日から1カ月以内の資金をいいます。)  
※すでに当組合へお預入いただいている定期貯金の増額書換は対象外です。

「JAバンクとのお取引は初めて」という組合員・利用者の皆さまもお気軽にご相談ください。

廿日市支店 ☎ 0829-31-1111  
平良支店 ☎ 0829-32-1249  
宮内支店 ☎ 0829-39-3141  
廿日市西支店 ☎ 0829-32-0068  
地御前支店 ☎ 0829-36-0205  
深江支店 ☎ 0829-56-0209  
津和野支店 ☎ 0829-55-2223  
友和支店 ☎ 0829-74-1161  
津田支店 ☎ 0829-72-1151  
晴海支店 ☎ 0827-57-7140  
栗谷支店 ☎ 0827-56-0002  
大竹支店 ☎ 0827-52-4295  
大吉支店 ☎ 0829-77-2121

海田市支店 ☎ 082-822-4188  
東海田支店 ☎ 082-822-2742  
中野支店 ☎ 082-892-0017  
瀬野支店 ☎ 082-894-8102  
萩原支店 ☎ 082-854-5302  
熊野支店 ☎ 082-854-1131

坂支店 ☎ 082-885-1131  
呉支店 ☎ 0823-24-3131  
広島支店 ☎ 0823-72-0077  
広島西支店 ☎ 0823-72-4411  
郷原支店 ☎ 0823-77-1234  
昭和支店 ☎ 0823-33-0211  
音戸支店 ☎ 0823-52-2535  
倉橋支店 ☎ 0823-53-1234  
倉橋東支店 ☎ 0823-54-1161  
蒲刈支店 ☎ 0823-66-1122  
江田島支店 ☎ 0823-42-1133  
中町支店 ☎ 0823-82-2848  
鹿川支店 ☎ 0823-45-2622  
三高支店 ☎ 0823-47-0311  
大古支店 ☎ 0823-57-3333

西条支店 ☎ 082-422-8687  
向陽支店 ☎ 082-425-1115  
黒瀬支店 ☎ 0823-82-2340

八本松南支店 ☎ 082-429-0811  
八本松支店 ☎ 082-428-2030  
志和支店 ☎ 082-433-2411  
高屋支店 ☎ 082-434-2111  
福富支店 ☎ 082-435-2002  
豊栄支店 ☎ 082-432-2316  
大和支店 ☎ 0847-33-0211  
河内支店 ☎ 082-437-1201

安芸津支店 ☎ 0846-45-1243  
安浦支店 ☎ 0823-84-2040  
川尻支店 ☎ 0823-87-2046

本郷駅前支店 ☎ 0848-86-3266  
本郷中央支店 ☎ 0848-86-2514  
竹原支店 ☎ 0846-22-0432  
荘野支店 ☎ 0846-29-1135  
せとだ支店 ☎ 0845-27-2290  
三原西支店 ☎ 0848-66-0246  
三原支店 ☎ 0848-63-3163

鷺浦支店 ☎ 0848-87-5216  
幸崎支店 ☎ 0848-69-1221  
久井支店 ☎ 0847-32-6123  
久井中央支店 ☎ 0847-32-7115

大朝支店 ☎ 0826-82-2311  
吉田支店 ☎ 0826-42-0353  
可愛出張所 ☎ 0826-43-0221  
美土里支店 ☎ 0826-54-0326  
高宮支店 ☎ 0826-57-0301  
甲田支店 ☎ 0826-45-2028  
八千代支店 ☎ 0826-52-2211  
向原支店 ☎ 0826-46-3311  
千代田支店 ☎ 0826-72-2211

三次中央支店 ☎ 0824-63-9920  
八次支店 ☎ 0824-62-2890  
三次東支店 ☎ 0824-66-1020  
三次西支店 ☎ 0824-68-2225  
三次市役所支店 ☎ 0824-62-6175

君田支店 ☎ 0824-53-2211  
布野支店 ☎ 0824-54-2211  
吉木支店 ☎ 0824-55-2211  
作舎支店 ☎ 0824-43-3131  
三良坂支店 ☎ 0824-44-3101  
三和支店 ☎ 0824-52-3101  
三次北支店 ☎ 0824-62-2384

上下支店 ☎ 0847-62-2151  
甲奴支店 ☎ 0847-67-2231  
総領支店 ☎ 0824-88-2211  
庄原支店 ☎ 0824-72-5652  
庄原西支店 ☎ 0824-74-0003  
比婆西城支店 ☎ 0824-82-2211  
東城支店 ☎ 08477-2-0045  
小奴可支店 ☎ 08477-5-0201  
口和支店 ☎ 0824-89-2211  
高野支店 ☎ 0824-86-2211  
比和支店 ☎ 0824-85-2221

# JAひろしま お得な金利 わくわく定期貯金 商品概要

商品名	○お得な金利 わくわく定期貯金 (スーパー定期貯金 <b>単利型</b> 、自動継続大口定期貯金)
販売対象	○個人の方
期間	○定型方式：1年 自動継続 (元金継続または元利金継続となり継続時に店頭金利を適用します) のお取扱いとなります。
預入方法	(1) 預入方法 ○一括預入
	(2) 預入金額 ○30万円以上 (新規資金のみ) ※新規資金とは他の金融機関等からの現金持ち込み、または当JAの口座へ入金された日から1カ月以内の資金をいいます。
	(3) 預入単位 ○1円単位
払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1) 適用金利 ○年0.3%の利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。
	(2) 利払時期 ○満期日以後に一括してお支払いします。
	(3) 計算方法 ○付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
	(4) 税金 ○20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
	(5) 金利情報の入手方法 ○金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 ①スーパー定期貯金 (単利型) の場合 (1) 預入期間が6カ月未満 …………… 解約日における普通貯金の利率 (2) 預入期間が6カ月以上1年未満 … 約定利率×20% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ②自動継続大口定期貯金の場合 (1) 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。) のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率-約定利率×30% C $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1カ月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率 (Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。) のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率-約定利率×30% B $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当JA各支店または信用管理部信用管理課 (電話：082-422-2177) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会 (電話：082-225-1600) を利用できます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当JA信用管理部信用管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる事項	○取扱期間は令和6年10月1日 (火) より令和7年2月28日 (金) までとします。